

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|---|--|---|
| <p><u>外為ファイネスト店頭外国為替証拠金取引約款</u></p> <p>お客様は、外為ファイネスト株式会社（以下、「当社」といいます。）の店頭外国為替証拠金取引約款（以下、「本約款」といいます。）および店頭外国為替証拠金取引説明書（契約締結前交付書面）（以下、「本説明書」といいます。）等を熟読し、店頭外国為替証拠金取引（以下、「本取引」といいます。）の特徴・仕組み・リスク等を十分に理解した上で、自らの責任と判断において、本約款の内容にしたがって本取引を行うものとします。<u>なお、本約款は、特に記載のない限り、当社の提供する全てのサービスに共通して適用されます。</u></p> <p>第 1 条（本約款の趣旨） <u>本約款は、お客様と当社との間で行う本取引に関する権利義務関係を明確にすることを目的とした取り決めです。お客様は、本取引を行うにあたり、本約款に同意するものとします。</u></p> <p>第 2 条（定義） 1. ～6.（略） 7. 「オンライン取引システム」とは、お客様がインターネットを通じて本取引を行う時に使用するものです。</p> <p>第 4 条（リスクの確認）</p> | <p><u>店頭外国為替証拠金取引約款「MT4・ZERO」 「MT5」</u></p> <p>お客様は、外為ファイネスト株式会社（以下、「当社」といいます。）作成の店頭外国為替証拠金取引約款（以下、「本約款」といいます。）および店頭外国為替証拠金取引説明書（契約締結前交付書面）以下、「本説明書」といいます。）等を熟読し、店頭外国為替証拠金取引の特徴・仕組み・リスク等を十分に理解した上で、ご自身の責任と判断において、本約款の規定にしたがって店頭外国為替証拠金取引を行うものとします。<u>店頭外国為替証拠金取引を行うに際しては、金融商品取引法等の関連法令および公正な取引慣行等を遵守し、次の各条に掲げる事項を承諾していただくこととします。</u></p> <p>第 1 条（本約款の趣旨） <u>本約款は、お客様が当社を通して店頭外国為替証拠金取引を行う際の、権利義務関係を明確にすることを目的とします。また、お客様が取引（当社が配布するプラットフォーム、システムおよびお客様の責任においてお客様または第三者以外による配布もしくは作成使用されるシステム、機器またはプログラム等を以って当社と行う取引）を利用する際適用されるものとします。</u></p> <p>第 2 条（定義） 1. ～6.（略） 7. 「オンライン取引システム」とは、お客様がインターネットを通じて店頭外国為替証拠金取引を行う時に使用するものです。<u>お客様は、当社と取引をする場合は、インターネット上に設定した取引システムから、店頭外国為替証拠金取引を行うこととなります。</u></p> <p>第 4 条（リスクの確認）</p> | <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>1. 本取引には、次項に説明するとおり、さまざまなリスクが存在します。また、本取引は、元本保証ではありません。</p> <p>2. (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>第9条 (口座の開設)</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. 第7項に掲げる方法により本人確認を行った結果、会社所在地または取引責任者のいずれか一方へ送付した文書が当社に返送された場合、当社は、お客様に通知することなく、取引口座の<u>開設を取消す</u>ことができるものとします。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (取引システムのサービスの範囲)</p> <p>1. <u>取引システムに適した端末機器、インターネット接続サービス等、FX取引に必要な環境は、お客様ご自身でご準備いただくものとします。</u></p> <p>2. システム保守および改良等のサーバーメンテナンスは、当社が随時行います。サーバーメンテナンス作業中は、一部および全部の機能が利用できなくなる場合があります。</p> <p>3. その他、当社がお客様に提供するオンライン取引システムのサービスの範囲は、「店頭外国為替証拠金取引説明書 (契約締結前交付書面)」および当社ホームページに記載される範囲または別途当社が定める範囲とします。また、当</p> | <p>1. 店頭外国為替証拠金取引には、次項に説明するとおり、さまざまなリスクが存在します。また、店頭外国為替証拠金取引は、元本が保証されたものではありません。<u>取引を開始された後に、外国為替レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、マーケットの変動如何によっては損失の額は預託していただいた金額を上回るおそれがあります。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>第9条 (口座の開設)</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. 第7項に掲げる方法により本人確認を行った結果、会社所在地または取引責任者のいずれか一方へ送付した取引に係る文書が当社に返送された場合、当社は、お客様に通知することなく、取引口座の<u>利用停止または閉鎖</u>ができるものとします。<u>ポジションがある場合は、当社が任意でポジションを反対売買</u>することができるものとします。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (取引システムのサービスの範囲)</p> <p>1. <u>お客様は、取引システムのサービスに適した端末機器、モデム、ソフトウェア、その他インターネット接続および取引システムのサービス利用に必要な環境を、ご自身の責任で準備いただくものとします。</u></p> <p>2. システム保守および改良等のサーバーメンテナンスは、当社が随時行います。サーバーメンテナンス作業中は、一部および全部の機能が利用できなくなる場合がございます。</p> <p>3. その他、当社がお客様に提供するオンライン取引システムのサービスの範囲は、「店頭外国為替証拠金取引説明書 (契約締結前交付書面)」および当社ホームページに記載される範囲または別途当社が定める範囲とします。また、当</p> | <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>社の財務状況の悪化や業務休止、停止等により、取引内容が制限された場合、これにより発生するいかなる損失もお客様自身で負うものとし、お客様は異議を唱えないものとします。</p> <p>4. <u>取引システムの更新、変更もしくはサーバーその他関連周辺機器の再起動や再接続により、お客様の取引システムの画面上から入力した各種注文の記録（発注履歴）が消去された場合は、お客様自身により注文の再入力を行うものとします。</u></p> <p>5. <u>お客様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、サービス利用を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(1) 取引口座が他人名義もしくは架空名義で開設された、または名義人の意思によらず開設されたことが判明した場合、もしくはその疑いがあるとき</u></p> <p><u>(2) マネー・ローンダリング等の公序に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行っている疑いがあるとき</u></p> <p><u>(3) 取引口座が詐欺、恐喝、出資法違反等の違法行為に利用されている疑いがあるとき</u></p> <p><u>(4) お客様、またはお客様の近親者、役職員、代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力である疑いがあるとき</u></p> <p><u>(5) お客様が本取引を行うにあたり、取引システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または取引システム以外のツール等により、本システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または取引システムでは通常実行できない取引を行った疑いがあるとき</u></p> <p><u>(6) お客様が本取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っている疑いがあるとき</u></p> <p><u>(7) お客様の取引口座の利用が法令または公序良俗に反すると当社が判断</u></p> | <p>社の財務状況の悪化や業務休止、停止等により、取引内容が制限されることがあります。これにより発生するいかなる損失もお客様自身で負うものとし、お客様は異議を唱えないものとします。</p> <p>4. <u>お客様が取引システムのサービスを使用して取引を行う場合、一回当りの取引数量または総取引額に関連しての制限並びに市場状況、法令諸規則および当社規定により取引システムにおいてお客様より直接発注される注文の種類に制限がある場合があります。</u></p> <p>5. <u>システムの更新、変更もしくはサーバーその他関連周辺機器の再起動や再接続により、お客様の取引システムの画面上から入力した各種注文の発注（記録）が消去されることがあり、その場合お客様自身により注文の再入力を行うものとします。</u></p> <p>6. <u>当社は、お客様に日本国外からの取引システムのサービスを含めた取引サービス使用を推奨しないものとします。</u></p> |
| | (変更) |
| | (削除) |
| | (変更) |
| | (変更) |
| | (変更) |
| | (追加) |

したとき

(8) お客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生した疑いがあるとき

(9) 逆コンパイルまたは逆アセンブル等、本システムを解析するための一切のリバースエンジニアリング行為を行っている疑いがあるとき

(10) お客様（法人の場合は、実質的支配者）が、外国 PEPs（重要な公的地位を有する者）に該当する可能性があるとき

(11) お客様が法令の定める「非居住者」に該当する疑いがあると当社が判断したとき

(12) お客様が生活保護法被保護者であることを当社が確認したとき

(13) 預託証拠金額を問わず、一定期間、ログインおよび取引口座の動き（入出金および取引）が確認できなかったとき

(14) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、サービス利用の制限を行わなければならないと判断したとき

第 12 条～第 13 条（略）

第 12 条～第 13 条（略）

第 14 条（セキュリティ）

1. 当社は、お客様に取引システムのサービスのアクセスについてセキュリティを確保するための手続きを通知できるものとし、お客様は、当社が通知した保安手続きに従うことに同意するものとし、これらの目的のため当社は、お客様にセキュリティ情報を提供することがあります。また、当社は取引システムのサービスのユーザーに関連した特定のセキュリティ情報をお客様に提供するものとし、お客様は当社の要請または適用法に基づき当社に対して取引システムのサービスのユーザーの詳細について当社に提供することに同意するものとし、

2. お客様は、取引システムのサービス使用に関連して当社によって発行されたセキュリティ情報の全てはお客様本人によってのみ使用されることを確認し、第三者に開示をしないものとし、この目的のために適切な保安維持管理

（削除）

| | | |
|--|---|-------------------------|
| <p>第 14 条 (略)</p> <p>第 15 条 (証拠金の返還)</p> <p><u>お客様は、お客様の証拠金を、出金可能金額の範囲内で、当社の Web サイトより返還請求することができます。</u></p> | <p><u>をすることに同意し、漏洩または紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。当社は、セキュリティ情報の漏洩または紛失に係る損害について、一切その責を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。また当社は本件に関してお客様に保安維持に関する説明を書面にて要求することができ、お客様はこれに迅速に対応し全詳細を当社に提示するものとします。</u></p> <p><u>3. お客様は、お客様自身のセキュリティ情報が第三者に漏洩または悪用されたと推察する理由がある場合は、速やかに当社に通告するものとします。その場合、お客様は当社に通告した後は当該情報を使用しないものとします。</u></p> <p><u>4. お客様は、お客様のセキュリティ情報の紛失、悪用、盗難または取引システムのサービスの未承認の使用に関連する全ての情報を当社に提供するものとします。また当社は、当社の判断によりお客様に通知することなくお客様からのセキュリティ情報の紛失、悪用、盗難または取引システムのサービスの未承認の使用についてもたらされた情報について妥当と考えられる情報を捜査機関に開示できるものとします。</u></p> <p><u>5. 当社は、前項のセキュリティ手続きについて随意に変更でき新しい手続きを速やかにお客様に通告するものとします。</u></p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>第 16 条 (証拠金の出金)</p> <p><u>1. お客様は、余剰証拠金の範囲内に限り、その残高の全部または一部を出金できるものとします。</u></p> <p><u>2. 当社は、お客様からの出金依頼を受け付けた時点で、「店頭外国為替証拠金取引説明書」に定める期間内に、登録の振込先銀行口座に証拠金を返還いたします。</u></p> <p><u>3. 証拠金振込先銀行の口座名義は、当社取引口座と同一名義に限ります。個人コースのお客様の場合、連名口座および商号付名義口座等への返還はできません。</u></p> | <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> |
|--|---|-------------------------|

| | | |
|--|---|-------------------------------------|
| <p><u>第16条 (ロスカット)</u></p> <p><u>1. 本取引にはロスカットルールが設けられており、お客様の有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、お客様へ事前に通知することなく、お客様の未決済ポジションを強制決済することができるものとします。</u></p> <p><u>2. 急激な相場変動等、為替レート of 状況 (スリッページを含む) によっては、強制決済が不可能になることや不利なレートで約定され意図しない損失が生じることがあります。</u></p> | <p><u>4. 出金額 5,000 円以上の場合、振込手数料は無料です。出金額 5,000 円未満の場合、330 円の振込手数料を出金額より徴収するものとします。</u></p> <p><u>5. 口座残高が 330 円以下で出金した場合、振込額は 0 円、口座残高が 0 円となります。</u></p> <p><u>6. 振込は取引口座番号ごとに行い、同一名義でも名寄せは行わないものとします。</u></p> <p><u>第17条 (ロスカット)</u></p> <p><u>1. 相場動向がお客様のポジションに対して不利な方向へ動いた場合、証拠金維持率が 100% になった時点、またはそれを下回った時点で、評価損の大きいポジションから順に、証拠金維持率が 100% 以上に回復するまで、成行注文で強制決済します。また、急激な相場変動等、為替レート of 状況 (スリッページを含む) によっては、決済が不可能になることや不利なレートで約定され意図しない損失が生じることがあります。お客様の損失額が預託されている口座残高を上回り、口座残高がマイナスとなった場合、お客様は当社が定める期間までに不足金 (残債務) の弁済を行わなければなりません。</u></p> <p>—</p> <p><u>計算式</u></p> <p><u>証拠金維持率 (%) = 有効証拠金 ÷ 必要証拠金 × 100</u></p> <p><u>有効証拠金 = 口座残高 + 評価損益 + 累積スワップポイント</u></p> <p><u>計算例</u></p> <p><u>有効証拠金 1,000,000 円 (口座残高 1,500,000 円、評価損益 -495,000 円、累積スワップポイント -5,000 円)、必要証拠金 1,000,000 円の時、</u></p> <p><u>証拠金維持率は 1,000,000 円 ÷ 1,000,000 円 × 100 = 100% となり、ロスカットルールにより、評価損の大きいポジションから順に、証拠金維持率が 100% 以上に回復するまで強制決済されます。</u></p> | <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> |
|--|---|-------------------------------------|

| | | |
|--|---|---|
| <p>3. 強制決済による反対売買の結果、強制決済として設定した値幅以上に損失が発生したとしても、当社はその債務を負わないものとします。</p> <p>4. ロスカットは、お客様の損失拡大を阻止することを保証するものではなく、相場状況によっては、損失額がお客様の預託されている口座残高を上回る場合があります、口座残高がマイナスになる場合があります。</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p><u>第18条</u> (当社による反対売買)</p> <p>1. お客様に以下の事由のいずれかが生じた場合には、当社は、お客様に事前に連絡することなくお客様が当社の取引口座を通じて行っているすべての取引につき反対売買を行うことにより、任意に未決済ポジションを決済することができるものとします。</p> <p>(1) <u>前条第1項の事由が生じたとき</u></p> <p>(2) 前条第2項第1号に掲げる債務のうち、取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したとき</p> <p>2. お客様に前条第2項の各号のいずれかの事由が発生したとき、当社は、お客様に対し、当社の指定する日時までに、当該事由の解消を請求する目的のもと、お客様が当社の取引口座を通じて行っている全ての本取引を決済するために必要な反対売買等の実行、売買の注文を<u>依頼</u>することができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> | <p><u>『マージンアラート』</u></p> <p><u>証拠金維持率が133%以下になった時点で、取引プラットフォーム上の証拠金維持率のバックカラーが、グレーからピンクに変わります。また、証拠金維持率が133%以上に回復した場合はピンクからグレーに戻ります。</u></p> <p>2. 強制決済による反対売買の結果、強制決済として設定した値幅以上に損失が発生したとしても、当社はその債務を負わないものとします。</p> <p>3. ロスカットは、お客様の損失拡大を阻止することを保証するものではなく、相場状況によっては、損失額がお客様の預託されている口座残高を上回る場合があります、口座残高がマイナスになる場合があります。</p> <p>4. <u>ロスカットを行なった結果、不足金が生じた場合、お客様は当社に対して、当該不足金額に相当する金銭を当社が指定する期日までに支払うこととします。</u></p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p><u>第19条</u> (当社による反対売買)</p> <p>1. お客様に以下の事由のいずれかが生じた場合には、当社は、お客様に事前に連絡することなくお客様が当社の取引口座を通じて行っているすべての取引につき反対売買を行うことにより、任意に未決済ポジションを決済することができるものとします。</p> <p>(1) 前条第1項の事由</p> <p>(2) 前条第2項第1号に掲げる債務のうち、取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したとき</p> <p>2. お客様に前条第2項の各号のいずれかの事由が発生したとき、当社は、お客様に対し、当社の指定する日時までに、当該事由の解消を請求する目的のもと、お客様が当社の取引口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な反対売買等の実行、売買の注文をすることができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> | <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> |
|--|---|---|

第 19 条～第 20 条 (略)

第 21 条 (遅延損害金の支払い)

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客様は、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日から履行日まで、年利率 14.6%の割合 (1 年を 365 日として日割計算)による遅延損害金を支払うこととします。

第 22 条～第 25 条 (略)

第 26 条 (免責事項)

1. 次の各号に掲げる損害については、当社および提携会社は一切責任を負わないものとします。

(1)～(8) (略)

第 20 条～第 21 条 (略)

第 22 条 (遅延損害金の支払い)

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客様は、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日から履行日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金を支払うこととします。

第 23 条～第 26 条 (略)

第 27 条 (免責事項)

1. 次の各号に掲げる損害については、当社および提携会社は一切責任を負わないものとします。

(1)～(8) (略)

(9) 当社の提示した為替レートが市場実勢レートと大幅にかつ明白にかい離していたと当社が判断した場合に、お客様の注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消、解除した等の事由により、当社がお客様の注文に応じ得ないことによって生じた損害。

(10) お客様が保有、管理または使用するコンピューター機器およびソフトウェア等により、当社がお客様に配布したプラットフォームへのお客様によるソフトウェア、コンピューター、計算機 (器)、通信およびネットワークシステム他の別途連結や追加搭載、または当社がお客様に配布したプラットフォームに搭載されているが当社が直接管理を行っていないソフトウェア、プラットフォームの一部または全ての改造や修正、またはお客様がプラットフォーム内で一部または全て加筆または変更したプログラム等によりお客様が操作 (プログラム (システム) 売買を含む) したことにより生じたお客様の約定、注文の発注、確認、取消の不能または (誤約定、遅延、未着を含む) 異常によるお客様の一切の損害。

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(削除)

| | | |
|---|---|---|
| <p>(9)～(13) (略)</p> <p><u>(14) お客様が日本国外からの接続使用を行ったことに起因して生じた全ての損害</u></p> <p><u>(15) 当社の責めに帰すことのできない理由でログイン ID、パスワード等が漏洩または盗用されたことによる損害 (削除)</u></p> <p>2. <u>お客様が保有、管理または使用するソフトウェア等により制御されるシステム売買、プログラム売買等について、設定不備等お客様ご自身の責任により発生した損害</u></p> <p>3. (略)</p> <p><u>4. その他、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた全ての損害に対して、当社は免責されるものとします。</u></p> <p><u>第 27 条 (取引システムのサービスの中止および終了)</u></p> <p><u>1. 当社はやむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、本システムの提供を中止または終了することができるものとし、お客様はこれを承諾するものとします。</u></p> <p><u>2. 前項により取引システムのサービスの中止または終了となった場合、通知</u></p> | <p>(11)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 当社は、お客様に日本国外からの取引システムのサービスを含めたオンライン取引サービス使用を推奨しないものとするが、お客様が日本国外からの接続使用を行ったことに起因して生じた全ての損害。</u></p> <p>2. <u>お客様が保有、管理または使用するコンピューター機器およびソフトウェア等により制御されるシステム売買、プログラム売買、またはその他の目的により (これらに限らない)、お客様による当社が配布したプラットフォームへのソフトウェア、コンピューター、計算機 (器)、通信およびネットワークシステム他の別途連結や追加搭載または当社がお客様に配布したプラットフォームに搭載されているが当社が直接管理を行っていないソフトウェア、プラットフォームの一部または全ての改造や修正、またはお客様がプラットフォーム内で一部または全て加筆または変更したプログラム等に対して、当社は、お客様の全ての問合せ等に対し質疑応答、助言および支援を行う義務はなく、それらに関して当社がお客様に伝達した一般的に広く周知されている、または初歩的な技術情報並びに意見に起因して発生したお客様の損害に対して、当社は免責されるものとします。</u></p> <p>3. (略)</p> <p><u>第 28 条 (取引システムのサービスの使用停止と解約)</u></p> <p><u>当社はお客様の適用法令諸規則の法令違反、本約款条項違反、ネットワーク障害、保守、セキュリティ障害からのお客様の防御等当社が必要と認めた場合、単独で即時かつ通告なしでお客様のオンライン取引の使用を即時中断また無期限停止する権利を有します。取引システムのサービスに関連した許可または</u></p> | <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> |
|---|---|---|

| | | |
|--|---|---|
| <p><u>された中止または終了日までに当社よりお客様の全ての注文の取消、変更（もしくは成立）、オープン・ポジションの決済または口座を閉鎖できるものとし、お客様はこれを承諾するものとします。</u></p> <p><u>第 28 条（本約款の解約）</u></p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当しまたはお客様が本約款第 17 条、第 29 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は、直ちに解約されるものとします。但し解約時において、本取引によるポジションが残存する場合およびお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その必要な限度において本約款は効力を有するものとします。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4) お客様端末、機器、回線、設備ソフトウェア等の不正な操作もしくは改変等による取引を行ったとき、またはそのような取引を行ったと当社が認めたとき</u></p> <p><u>(5) お客様が口座開設の申込時、または登録情報の変更時に虚偽の申告をしたことが判明したとき</u></p> <p><u>(6) お客様の意思に基づかずに口座が開設されていたとき、またはその疑いがあると当社が認めたとき</u></p> <p><u>(7) お客様の口座をお客様以外の第三者に利用させたとき、またはそのような取引を行ったと当社が認めたとき</u></p> <p><u>(8) 当社が口座名義人の本人確認書類の提出・更新に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき</u></p> <p><u>(9) 高齢等により判断能力が低下し、自身による取引が困難であると当社が判断したとき</u></p> <p>(10) 前各号の他、お客様が当社の店頭外国為替証拠金取引において行った行為を、当社が不正・不適切と判断した場合。</p> <p>(11) お客様がマネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他</p> | <p><u>契約が終了したときも、サービスは自動的に終了となります。なお、当社が準拠法に従い取引システムのサービス提供の停止を要求した場合、サービスの使用は直ちに停止となり、その場合、お客様は当社によりサービスの使用停止と同時にお客様の約定の取消、変更（もしくは成立）また口座を閉鎖する場合がありますことに同意するものとします。</u></p> <p><u>第 29 条（本約款の解約）</u></p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当しまたはお客様が本約款第 18 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は、直ちに解約されるものとします。但し解約時において、本取引によるポジションが残存する場合およびお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その必要な限度において本約款は効力を有するものとします。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4) 前各号の他、お客様が当社の店頭外国為替証拠金取引において行った行為を、当社が不正・不適切と判断した場合。</u></p> <p><u>(5) お客様がマネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不</u></p> | <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> |
|--|---|---|

| | | |
|---|--|---|
| <p>不法または不正の疑いある取引を行った場合。</p> <p>2. (略)</p> <p><u>第 29 条 (略)</u></p> <p><u>第 30 条 (知的財産権等)</u></p> <p><u>1. 本取引および本取引に付随して当社が提供される各種情報提供サービスにおける一切の著作権等の知的財産権は、当社または正当な権利を有する第三者に帰属します。</u></p> <p><u>2. お客様は、本取引および本取引に付随して提供される各種情報の提供サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客様自身による本取引の目的でのみ利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等、お客様自身の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとしします。</u></p> <p>第 31 条～第 33 条 (略)</p> <p>第 34 条 (本約款の変更)</p> <p><u>本約款は、関係する法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と認めた場合に、内容を変更することができるものとしします。</u></p> <p><u>当社が本約款を変更する場合は、変更内容及び効力発生時期を当社ホームページへの掲載、その他適切な方法でお客様へ周知するものとしします。</u></p> <p>第 35 条 (略)</p> | <p>法または不正の疑いある取引を行った場合。</p> <p>2. (略)</p> <p><u>第 30 条 (略)</u></p> <p>第 31 条～第 33 条 (略)</p> <p>第 34 条 (本約款の変更)</p> <p><u>本約款に定める条項につき当社からお客様に対し、諾否の回答期限を定めて変更を申し入れた場合、お客様から所定の期間内に異議の申出がなかつたときは、その変更に同意したものとして取扱うこととしします。</u></p> <p>第 35 条 (略)</p> <p><u>第 36 条 (クーリングオフ制度)</u></p> <p><u>本取引の性格上クーリングオフはできないものとし、お客様は異議を述べないこととしします。</u></p> | <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> |
|---|--|---|